

第2期丸亀市こども未来計画 (令和2年度～6年度)

概要版



計画策定の趣旨

全国的な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く子育てに係る環境の変化を受けて、国は平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』を施行しています。

これを受けて本市では、平成27年度から『丸亀市こども未来計画』(平成27～31年度)をスタートさせましたが、この度新たに『第2期丸亀市こども未来計画』(令和2年度～令和6年度)を策定しました。

■ 計画の期間

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------------|-------|-------|-------|
| 第1期計画 | | | | | | | | | |
| | 中間見直し | | | 改定 | | この計画(第2期計画) | | 中間見直し | |
| | | | | | | | | | 改定 |

基本理念

地域社会が力を合わせて、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちの夢の実現や健やかな成長を支え、安心して子どもを産み、喜びや楽しみをもちながら子育てができるまちの実現を目指します。

**すべての子どもの健やかな育ちを家庭と地域社会が
力を合わせて見守り、支えるまちまるがめ**

基本目標

基本理念の実現のため、3つの基本目標を掲げます。

I 子どもの健やかな成長を支援します

未来を担う子どもが自立した大人へと成長するためには、将来の夢を描き、夢をかなえるために誇りと自信をもって努力を続けること、そして、人を思いやる優しい心と知・徳・体にわたる生きる力を育むことが大切です。

II 子どもを育む家庭を支援します

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子どもを育む家庭を妊娠届出時から就学まで切れ目なく、包括的に支援していくことが重要です。

III 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりが求められます。

◆次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画で、基本目標に沿って方針や取り組みを記載しています。

| 基本目標 | 基本施策 | 主な取組 |
|-------------------------------|-----------------------|---|
| I 子どもの健やかな成長を支援します | 1.遊び場・子どもの居場所づくり | 児童館事業/遊び場の整備/地域子育て支援拠点事業/子ども会活動等の団体活動 |
| | 2.総合的な放課後児童対策 | 新・放課後子ども総合プランの推進 |
| | 3.いじめ・不登校対策 | いじめ・不登校等心の相談/教育支援センターの設置/スクールカウンセラーの配置/スクールソーシャルワーカーの配置 |
| | 4.有害環境対策と非行等防止対策 | フィルタリング利用の普及啓発などの有害環境対策/情報モラル教育/薬物乱用防止の啓発/補導活動/少年相談 |
| | 5.成人期に向けての健 康づくり・保健対策 | 小児生活習慣病対策/思春期メンタルヘルス/性教育/思春期保健教育 |
| | 6.子どもの心身の育ちを助ける食育の推進 | 妊娠婦の食育/子どもの食育 |
| | 7.人間性や個性を育む環境整備 | 図書館事業/文化芸術鑑賞の機会の提供/異年齢交流・異学年交流・地域連携/人権教育・啓発/子どもの体力づくり |
| | 8.総合的・継続的な障がい児支援 | 発達相談/特別支援教育・障がい児保育/発達障がい児支援/障がい福祉サービス |
| II 子どもを育む家庭を支援します | 1.切れ目のない妊娠婦・乳幼児への保健対策 | 母子健康手帳などの発行/母子保健推進員・愛育班の育成・支援/妊娠期からの生活習慣病予防/産後ケア事業/妊娠婦・乳幼児健康診査/乳児家庭全戸訪問事業/養育支援訪問事業/妊娠婦・乳幼児相談・健康教育/予防接種/乳幼児の事故防止/小児医療/歯科保健 |
| | 2.相談支援・情報提供 | 利用者支援事業/家庭児童相談/子育て支援情報ホームページの開設・運営/子育てアプリ「まる育サポート」 |
| | 3.地域における多様な保育ニーズ等への対応 | 待機児童の解消/乳児保育事業/時間外(延長)保育事業/一時預かり事業/子育て短期支援事業/子育て援助活動支援事業/病児・病後児保育事業/子育てホームヘルプサービス |
| | 4.児童虐待防止対策 | 家庭児童相談/心の健康づくりと仲間づくり/人権教育・啓発/子育て支援総合相談窓口 |
| | 5.家庭の教育力の向上 | 家庭教育講座/子ども講座/PTAとの連携 |
| | 6.経済的支援 | こども医療費助成制度/こうのとり支援事業/ひとり親家庭等医療費助成制度/保育料の軽減/幼児教育・保育に係る給食費の無償化/就学援助制度/多子世帯出産祝金支給事業 |
| | 7.配慮が必要な家庭への支援 | ひとり親家庭自立支援/多言語による情報提供 |
| III 安心して子育てできる地域の環境整備を図ります | 1.安全・安心なまちづくり | 交通安全施設の点検整備/交通安全指導・啓発/通学路の点検やカラー化などによる安全確保/不審者情報の提供/防犯パトロール/防犯意識啓発/緊急避難場所「こどもSOS」の設置・点検 |
| | 2.子育てバリアフリーのまちづくり | 道路改良時の歩道等のバリアフリー化/公共施設における授乳室等の整備促進/マタニティマークの活用 |
| | 3.仕事と子育てが両立できるまちづくり | 男女共同参画の推進/性別役割分担意識の解消/労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励/勤労者の福利厚生と企業への啓発/キッズウィークの推進 |
| | 4.人材育成・支援 | 子育てボランティアの育成・支援/地区組織・人材育成の仕組みづくり/子どもの体験活動等に関わる団体等への支援 |



◆子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図るための取組について記載しています。



教育・保育の必要量と確保方策

教育・保育については、以下の4区分で量を見込みます。

確保の内容は配置基準を満たす保育士の確保を前提に、施設の利用定員ベースで算出しています。

| 区分 | | 対象 | |
|------------|------------------------|----------------------------------|--|
| 満3歳以上 | 1号認定 + 2号認定(幼稚園) | 教育を希望している子ども | |
| | 2号認定(保育所) | 2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強い子ども | |
| 満3歳未満 | 3号認定(0歳) | 2号認定のうち、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども | |
| | 3号認定(1・2歳) | 3号認定のうち、0歳児の子ども | |
| 3号認定(1・2歳) | | 3号認定のうち、1歳児・2歳児の子ども | |

3歳～5歳

1号認定+2号認定(幼稚園) (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①必 要 量 | 986 | 982 | 958 | 945 | 937 |
| ②確保の内容 | 1,745 | 1,745 | 1,745 | 1,745 | 1,745 |
| ② - ① | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし |

2号認定(保育所) (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①必 要 量 | 1,803 | 1,794 | 1,750 | 1,727 | 1,714 |
| ②確保の内容 | 2,296 | 2,304 | 2,311 | 2,311 | 2,323 |
| ② - ① | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし |

0歳、1歳・2歳

3号認定(0歳) (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①必 要 量 | 335 | 330 | 325 | 320 | 313 |
| ②確保の内容 | 396 | 396 | 396 | 396 | 396 |
| ② - ① | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし |

3号認定(1・2歳) (人)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①必 要 量 | 1,218 | 1,207 | 1,230 | 1,215 | 1,196 |
| ②確保の内容 | 1,255 | 1,257 | 1,260 | 1,260 | 1,258 |
| ② - ① | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし | 不足なし |

① 中央保育所と西幼稚園について

「大手町地区4街区再編整備構想」(平成30年11月)において、中央保育所再編のあり方については、「大手町地区4街区外に建設適地を選定し、移転することが望ましい」とされました。一方、西幼稚園は園児の減少や老朽化、さらには増加する外国籍の子どもへの対応などの課題があります。中央保育所と西幼稚園は、平成28年度に耐震補強を実施し当面の安全を確保していますが、施設が老朽化しているため、西幼稚園の敷地内に中央保育所を移転し、新たな認定こども園として統合・整備することを基本的な考え方として検討を進めています。

② 土居保育所について

土居保育所は園児の減少や施設の老朽化という課題を抱えています。また、近隣に城北こども園が立地しており、エリアの状況として需要に比較して供給が過多となっています。そこで、土居保育所を適切な時期に城北こども園に統合する方向で検討を進めています。

③ その他

1・2の施設以外にも園児の減少や老朽化等により、今後のあり方の検討が必要な施設が存在すると考えられます。施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続けていきます。

1 中央保育所・西幼稚園

新しい「こども園」として統合

2 土居保育所

城北こども園に統合



地域子ども・子育て支援事業の現状と今後の方針

| 地域子ども・子育て支援事業 | 令和元年度の状況 | 今後の方針 |
|-------------------------------------|--|--------------------------------|
| 1. 時間外保育事業 (延長保育事業) | 15か所(公立保育所2か所、私立保育園・こども園11か所、小規模保育施設2か所)で実施 | 2か所追加し実施予定 |
| 2. 放課後児童健全育成事業 (青い鳥教室) | 31か所で実施 | 利用児童数に応じて事業拡充予定 |
| 3. 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ) | 児童養護施設などで一定期間、養育・保護を行う事業。「亀山学園」「神愛館」「丸亀おひさま荘」の3か所で実施 | 現状の3か所で実施 |
| 4. 地域子育て支援拠点事業 | 主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などで、相談、子育てサークルなどへの支援、情報提供などを行う。13か所(子育て支援課7か所、幼保運営課6か所)で実施 | 現状の13か所で実施 |
| 5. 一時預かり事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園型：幼稚園等で主に在園児を対象に保育を行う事業。私立幼稚園2か所(城南虎岳幼稚園・聖母幼稚園)で実施 ● 幼稚園型以外：一時的に保育が困難となった就学前の子どもを対象に、保育所(園)などで保育を行う事業。8か所(公立保育所3か所、私立保育園4か所、NPO法人1か所)で実施 | 引き続き、幼稚園等で実施 2か所追加し実施予定 |





教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

① 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修、人事交流などを推進します。また、配慮を必要とする子ども等について、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

② 認定こども園についての基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられています。

公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は利用者の視点も考慮しながら、また、私立の既存施設からの移行を打診された場合は事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、最適な施設配置を進めます。

③ 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ情報提供を行います。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続が図られるよう努めます。

④ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組みます。

⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化(施設等利用給付)対象となる幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行い、施設等利用給付を円滑に実施します。また、本市独自の事業として、幼児教育・保育の無償化に加えて3～5歳児の給食費を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

| 地域子ども・子育て支援事業 | 令和元年度の状況 | 今後の方針 |
|-------------------------------------|--|------------|
| 6. 病児・病後児保育事業 | 1か所で実施 | 1か所追加し実施予定 |
| 7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) | 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施 | 現状の1か所で実施 |
| 8. 利用者支援事業 | 情報収集と提供、必要に応じて相談や助言、関係機関との連絡調整などを行う事業。3か所で実施 | 2か所で実施予定 |
| 9. 妊婦に対する健康診査 | 県内産婦人科医療機関及び助産所にて実施 | 引き続き実施 |
| 10. 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) | 香川県助産師会又は丸亀市健康課の保健師が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、情報提供や養育相談その他の援助を実施 | 引き続き実施 |
| 11. 養育支援訪問事業等 | 養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を実施 | 引き続き実施 |
| 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等、また令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い給食副食費を国の補助制度に基づき助成 | 引き続き実施 |
| 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施 | 引き続き実施 |



保育人材の確保及び定着支援



1 現状

待機児童が発生しており、保育の量を確保するうえでの大きな課題となっています。

本市においては施設の利用定員を満たすだけの保育士を確保できておらず、これが待機児童発生の大きな要因となっています。

このため、今後は待機児童の解消のために、保育人材確保と定着のための施策を着実に進めていくことが求められています。



2 取組

(1)

保育士就職 準備金貸付制度

指定保育士養成施設に在学する学生や潜在保育士で、市内にある保育所等に保育士として勤務することになっているものに、就職に必要な経費を300,000円を上限に貸し付けるもの。

継続して3年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となる。

(2)

保育士修学資金 貸付制度

指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費を月額30,000円以内を貸し付けるもの。

継続して3年以上勤務したときなどは、貸付金の返還免除の対象となる。

(3)

保育士等 人材バンク制度

保育士の資格を持っているが保育士として働いていない方（いわゆる潜在保育士）に本市独自の人材バンクに登録いただき、就職・復職をめざす方とのマッチングを支援するもの。

また、香川短期大学との協働事業として保育士資格を有する卒業生の情報を活用し、登録を働きかける。

(4)

私立園に対する 人件費補助制度

保育士一人当たり月額3,000円の人件費補助を実施し、私立園の保育士確保につなげる。また、補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、当該補助員に係る人件費の一部を補助する。

(5)

公立保育施設に おける保育士の 定着支援の ための取組

保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスを行い、新規採用保育士・若年保育士のサポートにあたる。

保育士の事務負担を軽減するため、事務補助員を配置する。また、事務書類の軽減や行事の見直しを行う。

新人保育士へのカウンセラーによる面談を実施するなど、保育士の悩み等に対応する。

担任保育士の雑務を軽減するため、保育士補助員の配置を進める。

上記以外にも、保育士確保のための取組は、隨時、必要に応じて実施します。

また、幼稚園教諭や保育教諭についても定着支援のため、保育士に準じた様々な取り組みを実施します。



◆子どものひかり計画

子どもの貧困対策推進法に基づく市町村計画で、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの方針で取組について記載しています。

基本理念

すべての子どもが希望をもって明るく育つまち

子どもの貧困については、全国的な傾向に準ずる状況です。貧困対策としては、すでに放課後児童クラブ・生活困窮者自立支援事業・児童館・子ども食堂等、公的・私的機関が様々な事業を展開しています。それらのセーフティーネットから抜け落ちる子育て家庭を各種の支援に結びつけていくことが重要です。



分野ごとの方針と施策

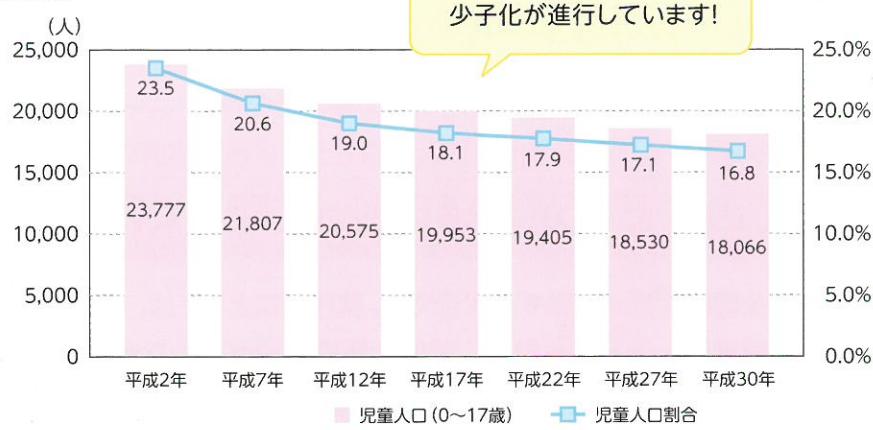


- | | |
|---------------------------|--|
| ① 教育の支援 | <ul style="list-style-type: none">①保育料などの負担軽減②幼児教育・保育の質の向上を図るための研修や人事交流の実施③スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの適正配置の推進④少人数学級や放課後補習などの実施による教育指導体制の充実⑤特に配慮を要する子ども（児童養護施設等の子ども・外国人児童生徒等）への学習等の支援⑥就学援助制度の充実による義務教育における教育負担の軽減⑦生活困窮世帯等への学習・生活支援の実施 |
| ② 生活の安定のための支援 | <ul style="list-style-type: none">①親の妊娠・出産期から子どもの乳幼児期の支援として、乳幼児家庭全戸訪問による状況把握や特定妊婦等への支援②保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減③社会的養育が必要な子どもへの里親制度や特別養子縁組制度などの推進④公営住宅に関する優先入居等の支援 |
| ③ 保護者に対する就労の支援 | <ul style="list-style-type: none">①ひとり親家庭を対象としたハローワーク等関係機関と連携した様々な就職支援②生活困窮世帯に対する様々な就労支援の実施 |
| ④ 経済的支援 | <ul style="list-style-type: none">①児童手当・児童扶養手当制度の実施②子育て応援育児用品貸出事業の実施③ひとり親家庭等子育て支援事業をはじめとするひとり親支援策の実施 |



丸亀市の現状

■子どもの人口の推移

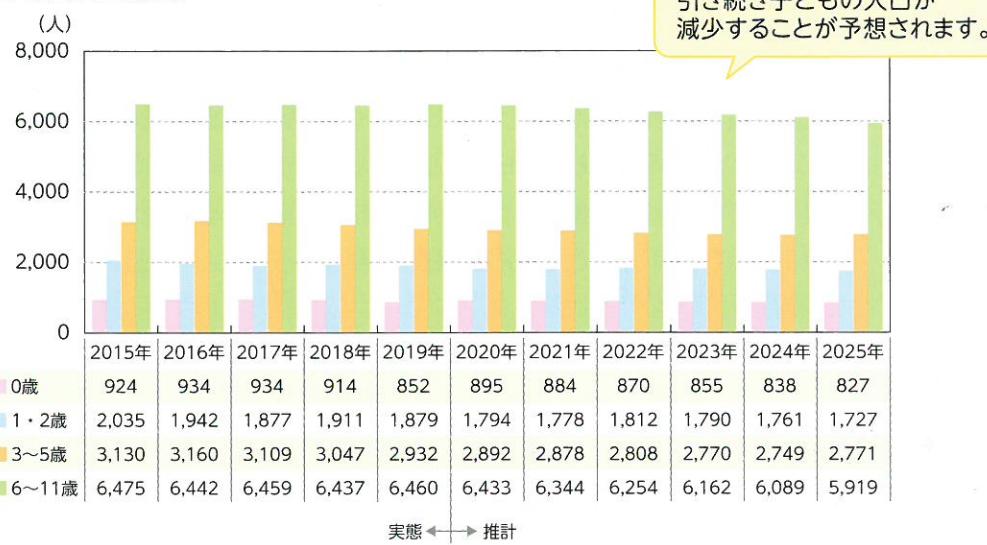


資料：平成2年～平成27年は国勢調査、平成30年は推計人口(各年10月1日)

少子化が進行しています！



■計画に係る子どもの人口の推計



引き続き子どもの人口が減少することが予想されます。

資料：2015年～2019年は住民基本台帳人口(各年4月1日)に基づく実績

将来推計人口は2015年～2019年の男女別各歳別住民基本台帳人口を基にコホート変化率法で算出

■合計特殊出生率(女性が一生の間に生む子どもの数)の推移

現在の人口を維持できる2.07をはるかに下回る水準です。



資料：香川県人口移動調査報告、全国は人口動態調査

